

新潟市立児童発達支援センター条例をここに公布する。

平成27年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第2号

新潟市立児童発達支援センター条例

新潟市立ひしのみ園条例（昭和59年新潟市条例第4号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条第1号に規定する施設として新潟市立児童発達支援センター（以下「センター」という。）を新潟市中央区神道寺南2丁目4番27号に設置する。

2 センターに分室を置き、その位置は、新潟市中央区水道町1丁目5932番地621とする。

（事業）

第2条 センター（分室を除く。）は、次に掲げる事業を行う。

（1） 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）に関すること。

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 分室は、次に掲げる事業を行う。

（1） 法第4条第2項に規定する障害児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障がい者総合支援法」という。）第5条第16項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。）に関すること。

（2） 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援（以下「障がい児相談支援」という。）に関すること。

（3） 発達障がい等に関する知識を有する専門員が保育所等を巡回すること等による

地域の支援に関すること。

(4) 言語の発達に障がいをもつ小学校就学前児童（以下「就学前児童」という。）

の相談、指導及び訓練に関すること。

(5) 発達（言語の発達を除く。）に障がいをもつ就学前児童の相談及び援助方針

の作成に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(利用者の範囲)

第3条 センター（分室を除く。）を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 児童発達支援を受けようとする就学前児童及びその保護者（法第21条の5の

5第1項の規定による通所給付決定を受けている者に限る。）

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 分室を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 計画相談支援を受けようとする児童及びその保護者

(2) 障がい児相談支援を受けようとする児童及びその保護者

(3) 本市に居住する発達に障がいをもつ就学前児童及びその保護者

(4) 前3号に掲げるもののほか、前号に掲げる者に準ずる者として市長が適当と認

める者

(利用の承認)

第4条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(利用の制限等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を拒み、又はその利用の承認を取り消し、若しくはその利用を一時停止することができる。

(1) センターを利用しようとする者又は利用している者が、感染症（感染症の予防

及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第

1 項に規定する感染症をいう。以下同じ。) にかかり、感染症がまん延するおそれがあると認められる場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長がセンターの管理上必要があると認める場合
(休館日)

第6条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

(使用料)

第7条 市長は、次の各号に掲げる者から、当該各号に定める額の使用料を徴収する。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる保護者で、法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受けたもの 同条第2項第1号に掲げる額及び同条第1項に規定する通所特定費用の額

(2) 第3条第2項第1号に掲げる保護者で、障がい者総合支援法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援を受けたもの 同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(3) 第3条第2項第2号に掲げる保護者で、法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援を受けたもの 同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

2 使用料は、月単位で徴収するものとし、毎月25日(その日が日曜日、土曜日又は休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日及び休日でない日)をその月の前月分の使用料の納期限とする。

(使用料の免除)

第8条 市長は、前条第1項に規定する保護者が特別の理由により同項に規定する使用料を納入することができないと認める場合は、その使用料の額の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(新潟市幼児ことばとこころの相談センター条例の廃止)

2 新潟市幼児ことばとこころの相談センター条例（昭和60年新潟市条例第5号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例による改正前の新潟市立ひしのみ園条例の規定より徴収し、又は徴収すべきであった使用料については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に改正前の新潟市立ひしのみ園条例第2条の規定により入園している児童は、第4条に規定する承認を受けた者とみなす。

(新潟市幼児ことばとこころの相談センター条例の廃止に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際現に廃止前の新潟市幼児ことばとこころの相談センター条例第3条の規定により承認を受けている者は、第4条に規定する承認を受けた者とみなす。

(新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

6 新潟市職員の特殊勤務手当支給条例（平成18年新潟市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「ひしのみ園」を「新潟市立児童発達支援センター」に改める。